

おはようございます。

自由民主党新生会の岡村精二です。

NHKの朝のドラマ「あまちゃん」が、今週一杯で終わります。毎朝、BSで6時30分から、NHK総合で7時から見ていた私には少し寂しい思いです。しかし毎朝、東日本大震災の被災地である東北地方に「国民が思いを寄せる」。それだけでも、価値のある番組だったと思います。

さて今春、第22回目の「子ども自然体験スクール」を石垣島で行いました。

160名近い子どもたちが参加する事業ですが、発達障害やダウン症、また不登校、親子関係で悩んでいる子どもたちも毎回、数名参加しています。

10年ほど前、小学4年生の皓生君というダウン症の男の子が参加しました。高いところが苦手なダウン症の子どもにとって、船のタラップや階段を登ることも大きな試練であり、6泊7日の研修に出すことは、家族にとって大きな決断だったと思います。

福岡を出港した船が一路、沖縄を目指して航行していると、スタッフから「帽子を深くかぶり、サングラスをした挙動不審の男性が子どもたちの様子を伺い、写真を撮っています」との連絡があり、後ろから、そっと近づいて声を掛けると「私は皓生の親戚の者で、あまりにも心配で内緒に付いて来ました。あまりご迷惑を掛けるようなら連れて帰ろうと思っています。」と恥ずかしそうに答えられ、私たちの日程に合わせて、船やホテルを予約しておられました。

その後は私たちスタッフと共に行動し、最終日まで、彼に見つからないように、見守っておられました。

彼の班6人で、面倒見のいい班長でしたが、人見知りをして、なかなか班員になじめない彼を、学生スタッフ全員で懸命にフォローしていたことを思い出します。

解団式の後、彼の前に初めて姿を見せたおじいちゃんを見て、目を丸くして驚いた彼の笑顔が忘れられません。

スクールでは毎回、「父母からの手紙」という研修を行っています。お母さんから彼に届いた手紙の一部を紹介します。

「皓くんへ。沖縄はどうですか？」

皓生とママが、こんなにも長い間離れるのは初めて・・・。

いいえ、皓生が生まれてすぐ集中治療室へ入院して以来ですね。

あのときは、小さな命を一生懸命燃やし続けていたんだよね。強かったんだよ。皓生は。」と病気のたいへんさに触れていました。

その後も彼は夏のキャンプなどに、毎回参加し、自分のペースで楽しんでいましたが、とても可愛くて、学生スタッフのアイドル的な存在でした。

そんな彼から今年5月、突然、「僕は今、大学生になり文学を学んでいます。バレーボール部にも入り、友達もできました。」という電話が掛かってきました。

総合支援学校を卒業した彼は、福岡の通信制高校に進学し、英検3級に試験に合格し、そして今年、大学に合格したそうです。

スタッフとして彼の面倒をみた経験のある私の娘が、偶然、電話を受け、うれしくて涙が止まらなかったそうです。

たとえ、どんな障害を持っていたとしても、子どもたちは限りない可能性を持っているということを教えて頂いた出来事でした。

私は30年間に及ぶ青少年活動の中で、毎回、多くの感動を頂きました。

この感動を大切に、これからも取り組んで参りたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

最初に**教育問題**について、3項目。

まず、**携帯電話が子どもに与える影響**についてお尋ねいたします。

子どもたちと接していると、この10年、対人関係を構築する能力の低下を顕著に感じます。携帯ゲーム機器、携帯電話の普及、家族のあり方が対人関係構築能力の低下を招き、ひいては、不登校、引きこもり、ニートの増加にも影響を与えていると考えられますが、県教委としての認識をまずお伺いします。

また、携帯電話依存症という言葉をたびたび、新聞、テレビ等で見聞きする機会が増えました。電車や駅のホームなどいたるところで、多くの人々が、ひたすら携帯電話と向き合っています。スマートホンの普及が拍車をかけているようです。

今や社会的現象であり、学校だけでの対応も難しいとは思われますが、対人関係能力を向上させる責務も教育機関の持つ大切な役割であり、その取組みについて、また小中学校における携帯電話の所持規制について条例化している県もありますが、山口県の対応についてご所見をお伺いいたします。

次に、**自然体験教育**についてお尋ねいたします。

自然体験教育は、自然に対する畏敬の心、連帯協調の精神を学ぶなど、素晴らしい成長の機会を子どもたちに与えていますが、事故に対する責任、自己中心的な児童や保護者の増加、また指導者の高齢化により、最近ではPTAや子ども会はもとより、NPOなどの地域団体による1泊2日のキャンプも、ほとんど行われなくなりました。

サービス業など、土曜日曜に休みの取れない保護者にとっては、子どもたちを自然に触れさせる機会が大幅に減っています。

また、学校教育現場でもその傾向が現れ、集団宿泊活動を実施しない学校、また実施しても野外炊飯などは、事故の危険性に配慮して実施しない学校も増えています。

そこでまず、自然体験教育に対する県教委の認識をお伺いいたします。その上で自然体験教育の重要性の啓発、指導者の育成、また実施団体への助成、特に学校現場については、青少年の家など、自然体験教育施設までの往復バス費用の助成等が不可欠と考えますが、その取組みについてお伺いいたします。

また、OBSの手法を取り入れたクエストキャンプはその有効性については充分理解していますが、少人数の限られた参加者であり、もっと幅広く市町教委単位で実施し、指導者の育成と参加人数の拡大を図るべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後に、発達障害や不登校児童に対する自然体験教育の有効性が認められていますが、一時期に比べ活動が低迷しているように思われますが、実施状況と、今後の取組みについてお伺いいたします。

次に、**学力向上を意識した小中学校での達成度試験**についてお尋ねします。

日本の義務教育の水準は高く、もしその内容を完全に習得すれば「社会人としての生活に充分である」と考えられます。

しかし、その学習達成がとかく不十分なまま、生徒が何の関門もなく、中学校を卒業することに疑問を感じています。

知識や技能の基礎も、忍耐力さえ身につかないまま中学校を卒業していることは「ニート」と呼ばれる若者が、数十万人に登ることからも察せられます。

現在、大学入試において高校段階で数次の達成度テストを行い、運に左右されない真の実力を試そうと動きがありますが、基礎知識の面でも、学習態度の面でも知的能力は人生の早い段階で決まります。

中教審の議論でも、高校の多様化が注目され、将来一層の多様化が期待されています。その多様化に答えるためにも知的能力はそれ以前に固めておかなければなりません。

もっと早い時期である小中学校の段階で達成度試験を行うべきだと考えます。そのた

めにはこれまで以上に教員を増やし、きめ細かい指導を行うべきであり、どうしても目標に届かない子どもたちには、特別指導を行う必要もあります。

学力向上を意識した小中学校での教科ごとの達成度試験への取組みについてご所見をお伺いいたします。

次に、**土木建築行政について、5項目。**

まず、**入札契約制度の改正と中山間地域における建設業者の継続的な経営の確保について**お尋ねいたします。

平成20年、宇部市内の業者を中心に333社に対して経営的課題、入札制度の改正、将来の展望などについて行った調査結果をもとに、この課題に取り組んで参りました。

本年8月、県は低価格入札対策として調査基準価格の上限を撤廃し、さらに予定価格の事前公表から事後公表への移行に踏み切ったことは、大きな英断であり、高く評価するものです。

さて近年、大規模な自然災害が多発し、緊急的な応急対応や復興、地域社会の維持、安全安心の確保に、建設業者の存在が不可欠となっています。

しかし、台風や豪雨による土石流、家屋の倒壊、地滑り、道路法面や河川護岸の崩壊などの発生率が高い中山間地域では、近年、建設業者の解散や倒産が増加し、業者の不足から災害発生時の緊急的な対応が難しく、冬季の除雪作業にも影響が出ているとのことです。

特に土砂災害による家屋の倒壊など緊急対応が人命に関わる場合に、土砂の除去に必要な建設重機を早急に確保できないおそれもあります。

今年7月、山口県北東部で発生した過去に例のない集中豪雨では、迂回路のない道路の寸断、河川の氾濫などが多発し、孤立した集落への緊急対応が市街地の建設業者では時間を要しました。

宇部市は平成16年、楠町と合併しましたが、中山間地域である楠町の入札参加資格のある建設業者は合併前の8社から2社に激減しています。

その背景には、10年間で43%に減少した公共事業の削減による過剰な競争入札、それに伴う経営体力の低下、特に広域合併による入札区域の拡大が中山間地域の零細な建設業者の経営体力を疲弊させ、廃業や倒産に追い込んだと考えられ、全国的な課題でもあります。

このたび県は、地域に密着した工事は地域の実情を踏まえ、必要に応じて地域内の業者に限定して指名する『地域活力型指名競争入札方式』を導入しました。

その成果として、災害発生時の迅速な対応が可能となる中山間地域の建設業者の継続的な経営の確保に期待していますが、実施に当たっては入札地域の分割、工事金額、入札業者の選定などの課題が予見されますが、施行に当たってのご所見をお伺いいたします。

次に、**技能労働者の労務単価について**お尋ねいたします。

国土交通省は今年度より公共工事設計労務単価を全51職種単純平均で、約15.1%引き上げました。

建設労働者に対する適正な賃金支払いの徹底化に加え、社会保険加入に伴う建設業者の法定福利費の負担につなげることを目的としています。

さて、山口県は全国平均を3%下回る12%の引き上げを行ったとのことですが、その引き上げられた技能労働者の労務費一覧表を見て、その低さに驚かされました。

例を挙げると、鉄骨工1万5千700円、塗装工1万5千円、一般運転手1万3千700円、左官1万5千700円、建具工1万4千900円などとなっています。

大工の場合、労務単価だけを考えると、1万6千900円であり、1か月に22日間働くと37万1千800円、1年間で446万1千600円となります。しかし、その収入から道具代、自動車、燃料費などの必要経費を3分の1支払ったとすると、実質的な年収は297万4千400円にしかありません。

果たして、この金額は「技能を引き継ごう」という若者たちの意欲をかき立てる単価なのか、疑問を持たずにはおれません。

まず、山口県の公共工事設計労務単価に対する、県としての認識をお伺いいたします。

私は労務単価を東日本大震災の被災地である福島県や宮城県、岩手県並みの20%程度に引き上げることが、山口県における技能労働者の確保、ひいては後継者の確保に繋がると考えますがご所見をお伺いいたします。

次に、**社会保険など法定福利費を明示した標準見積書**についてお尋ねいたします。

国土交通省は、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進める上で、雇用、健康、厚生年金保険、いわゆる社会保険の未加入対策を総合的に進めることが特に重要と判断し、平成24年3月、社会保険加入を徹底するよう建設業者団体に通知しました。

法令上の義務がある社会保険の加入割合は、平成23年10月の資料によると、公共事業に携わった建設労働者の場合、元請は78%、1次下請は55%、2次下請以下では44%であり、全体の加入率は57%で、43%が未加入となっています。

未加入対策を進めるに当たっては、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

そこで、日本建設業連合会は、社会保険加入促進のかぎを握る下請けとの契約における「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」をまとめ、現在、標準見積書の9月からの一斉活用に向け、作業を進めています。

特に公共工事設計労務単価と労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には、必要経費が含まれていないことを明確化する必要があります。

労働者の雇用に伴う必要な経費の内訳は、賃金である労務費を100とした場合、その他の法定福利費と労務管理費を含む福利厚生費等は約23%、現場作業における経費は約18%で、合わせた必要経費は41%に達し、元請企業と発注者の理解が大切です。

実施に当たっては課題が多いと考えられます。

「国土交通省は、遅くとも平成29年度以降は、未加入企業は下請けに選定すべきではない。また労働者についても適切な保険への加入が確認できないときは現場入場を認めるべきではない」としていますが、100%の加入に対する、今後の取組みについてお伺いいたします。

標準見積書における法定福利費の算定について、正確な把握が困難な場合は各専門工事事業団体が作成した標準見積書を参考にするとしていますが、その精度をどの程度と認識しているのか、お伺いいたします。

また、保険加入を促進すると共に、法定福利費を確保し、下請企業に流れるようにするための取組みが必要と考えますが、受注競争が激化する中で、法定福利費を適正に負担しない企業への対応、また民間発注者への要請・周知、公共工事におけるダンピング対策、元請への指導、見積時の法定福利費の明示などが大切と考えますが、その取組みについてお伺いいたします。

最後に、とび職の場合、公共工事設計労務単価は1万6千600円、下請け会社に支払う法定福利費などの必要経費を入れると2万3千300円となりますが、労務単価部

分がダンピングされる可能性もあると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、**建設業のイメージアップと後継者育成**についてお尋ねいたします。

建設業は「危険」「汚い」「きつい」など、3Kと呼ばれ若者から敬遠され、労働者の高齢化が急激に進んでいる職種です。

技能労働者の低賃金、さらに公共事業の入札における不正疑惑や、事業の無駄遣いなどがマスコミ等で指摘され、「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズでイメージも大幅に低下し、建設関係への進学や就職も減少傾向にあります。

建設労働者の55歳以上の割合は、平成13年の23.9%から、平成23年では32.8%に増加し、逆に29歳以下の割合は、平成13年の19.6%、平成23年度は11.8%に減少しています。

また、24歳以下の若年入職者も平成13年12万人から平成23年は6.8万人に減少しています。

安心して長く働ける魅力ある職場環境はもちろん大切ですが、建設業は社会基盤整備の柱であり、住民の安心安全の確保にも、不可欠な存在であり、建設業のイメージアップとともに後継者育成の強化が図られるべきだと考えますが、県のご所見と取組みについてお伺いいたします。

次に**河川、港湾等における放置プレジャーボート**についてお伺いいたします。

平成11年の18号台風は、高潮による甚大な被害を山口県に及ぼしました。漁港や河川に係留された多くの漁船やプレジャーボートが転覆、沈没しましたが、14年たった今も手つかずのまま、河川や港湾内、また港の空き地等に放置されているものが見受けられます。

特にプレジャーボートは14年も経過すると、所有者不明のボートも多く、そのほとんどが不法係留によるものです。

豪雨、津波、高潮の2次災害も懸念されることから、国土交通省と水産庁は、本年5月、プレジャーボートの適正管理および利用環境改善のための総合対策に関する推進計画を策定しましたが、山口県における放置艇の現状と、今後、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に**農林水産物の生産・販売促進**についてお尋ねいたします。

尖閣諸島の国有化以来、日中関係が悪化しているにもかかわらず、山口県におけるスーパーマーケットでの中国製品の輸入販売は増加しています。このことは結果的に日本人が中国製品を食品の安全問題、尖閣問題とは関係なく受け入れている証でもあります。

宇部市日中友好協会は平成21年から市内のスーパーマーケット5店舗で中国産食品類の販売状況を調査し、またNPO法人国際環境支援ステーションは平成24年から同じ5店舗で中国製品以外の外国産食品類の販売状況を調査しています。

その結果、中国産食品の種類数は平成21年、256品目だったものが、平成24年には523件となっており、およそ2倍に増加しています。

販売されていた外国産食品数はアジア地域が63.4%で最も多く、特に販売されていた外国産食品の原産地または加工地が多かった10件についてみると、中国が全体の38.2%を占め、ついでアメリカが8.9%、タイが7.5%、韓国が6.2%などとなっています。

ほとんどの商品が国産でできるものであり、新鮮さが求められる農産物や水産物が国産でなく、外国産であることは問題です。

わが国では外国産食品類等の輸入は今後益々拡大すると推測されます。その原因の一

つは一部の商品を除き、国産品に比べて外国産食品類の価格が安いことにあります。

しかしながら、何といたっても安全性の確保が大切です。厚生労働省医薬食品安全部では平成25年度にも輸入食品について年間9万3千700件の食品検査を行うとしており、今後輸入品の安全性が充実していくと思われま

す。また、TPPにおける今後の交渉如何では、さらなる輸入拡大も懸念されます。

今後、輸入食品に対する特色ある農林水産物の生産、販売促進が重要であると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、**公契約条例の制定**についてお尋ねいたします。

近年、格差拡大、ワーキングプアが深刻化し、建設技能労働者もかつてないほど厳しい状況にさらされています。

公契約条例は自治体発注の建設工事や委託業務に従事する労働者等の賃金について規定するもので、平成21年9月、全国で初めて野田市で成立し、以後、川崎市、相模原市など、現在、全国で7つの自治体で成立しています。

公契約条例を施行している自治体では、委託業務に従事している賃金の底上げが図られ、建設現場でも公契約現場では、優秀な技能労働者を確保することにつとめています。結果として作業効率も向上し品質確保につながり、受注者にとっても、メリットがあると報告されています。

公契約条例がめざすものは「公正競争」「公正労働」であり、その実現は、自治体の発注する仕事に従事する労働者の生活の安定に寄与するものであると同時に、むしろ地域の事業者にとっては、経営の安定などのメリットが大きく、自治体にとっては、公共サービスの質や安全を確保することができ、さらには、税収の確保という点でも効果があります。

条例制定に対して、秋田県や長野県、愛知県、佐賀県では、すでに内部検討を行っていると同っています。

公契約条例に対する県のご所見と今後の取組みについてお伺いいたします。

最後に、**スポーツの振興**についてお伺いいたします。

2020年オリンピックの日本招致が決定し、国民全体が喜びに包まれています。私が県会長を務めさせて頂いているソフトボールが開催種目に復帰できなかったことが、とても残念です。

それはそれとして、今後は山口県においてもオリンピックに向けた選手の強化が図られることになると考えますが、今後の取組みについてご所見をお伺いいたします。

また、オリンピック開催の決定により、県民のスポーツへの関心が一層高まると思われますので、これを機会に、一人でも多くの県民がスポーツに親しめるよう、生涯スポーツを推進する観点から、NPO法人など様々な団体が主体となって行うスポーツ大会やスポーツ教室開催等の事業についても、助成の拡大が図られるべきと考えますが、併せてご所見をお伺いし、一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。